

一般社団法人桜美林大学校友会

定 款

第1章	総則
第2章	会員
第3章	会費
第4章	代議員（社員）
第5章	役員
第6章	代議員会（社員総会）
第7章	理事会
第8章	資産及び会計
第9章	定款の変更及び解散
第10章	事務局
第11章	運営協議会・委員会
第12章	附則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人桜美林大学校友会（英字表記：J.F. Oberlin University Alumni Association）と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都町田市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、会員相互の親睦を厚くし、桜美林大学との関係を密にし、桜美林大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は目的を達成する為に、次の事業を行う。

- (1) 桜美林大学への支援
- (2) 校友会員データの管理、保護
- (3) 会報の発行
- (4) 情報収集及び情報提供
- (5) 校友会員相互の交流、各登録団体及び活動への支援
- (6) 在学生に対する支援、援助
- (7) その他、当法人の目的を達成する為に必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 会員

(会員)

第6条 この法人は次の者であつて、第10条に定める会費を納入した者を会員とする。会費の納入をもって、入会の申込があつたものとみなす。

(1) 正会員

- イ 桜美林大学、大学院、短期大学卒業生及び出身者。
- ロ 学校法人桜美林学園の教職員ならびに退職者のうち、この目的に賛同し加入を希望した者。

(2) 準会員

桜美林大学、大学院に在籍する学生。

(3) 賛助会員（個人、法人）

本会の活動を支援する法人又は個人で理事会の承認を受けた者。

(4) 終身会員

桜美林大学、大学院、短期大学卒業生であつて、所定の会費を納入した者。

(任意退会)

第7条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、代議員会の議決によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 次条第5項により会員の資格を喪失させられたとき。
- (4) 解散、死亡又は失踪宣告を受けたとき。

### 第3章 会費

(会費)

第10条 この法人の会員は所定の会費を納入するものとする。

- 2 この法人の事業活動に経常的に生じる費用は、会員が納入した会費及び寄付金にて賄う。
- 3 会費に関する規程は別に定める。

- 4 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。
- 5 会員の年会費の全部又は一部を1年以上滞納した場合は、理事会は会員の資格を喪失させることができる。

#### 第4章 代議員（社員）

##### （代議員）

第11条 この法人の正会員及び終身会員の中から選任される代議員をもって、この法人の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「一般社団法人法」という。）上の社員とする。

- 2 代議員は、代議員会において選任する。
- 3 代議員は、代議員会へ参加し、議決権を行使する。

##### （代議員資格の喪失）

第12条 代議員は、次に掲げる事由によってその資格を喪失する。

- （1）本人の辞任の申し出による。ただし、辞任の申し出は、書面により1カ月前までに行うものとする。
- （2）死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- （3）除名されたとき。
- （4）正会員の資格を失ったとき。
- （5）総代議員の同意があったとき。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上20名以内
- (2) 監事1名以上2名以内
- 2 理事のうち1人を会長とし、会長をもって一般社団法人法上の代表理事とする。
- 3 理事のうち若干名を副会長とし、副会長をもって一般社団法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において推薦候補者を審議し、代議員会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の中から理事会の決議によって選定する。

(理事の職務及び権限)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会の決定に基づき会務を執行し、その責任を負う。
- 4 会長及び副会長は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第16条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、代議員会、理事会に出席して必要があると認めるときは意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。
- 3 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事又は監事は、第13条に定める定数に満たないときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第18条 理事及び監事は、いつでも、代議員会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第19条 役員は無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、代議員会の決議により別に定める。

## 第6章 代議員会（社員総会）

（構成）

第20条 代議員会は代議員をもって構成する。代議員会をもって一般社団法人法上の社員総会とする。

（権限）

第21条 代議員会は、次の事項について決議する。

- （1）事業活動計画、事業活動報告
- （2）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- （3）代議員、理事及び監事の選任又は解任
- （4）会員及び代議員の除名
- （5）定款の変更
- （6）解散及び残余財産の処分
- （7）その他代議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第22条 代議員会は、定時代議員会として、毎年度1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時代議員会を開催する。

（招集）

第23条 代議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集し、その議長となる。

- 2 総代議員の5分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、代議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員会の招集を請求することができる。
- 3 代議員会を招集するには、会長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代議員会開催の日の1週間前までに、代議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、その通知を発しなければならない。
- 4 代議員会は、その総会において議決権を行使することができる代議員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第24条 代議員会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事会で予め決めた副会長がこれに当たる。

(議決権)

第25条 代議員会における議決権は、代議員1人につき1個とする。

(決議)

第26条 代議員会の決議は、総代議員の過半数が出席し、出席した代議員の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1) 正会員、代議員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

- (4) 解散及び残余財産の処分
  - (5) その他代議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第27条 理事又は代議員が代議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の代議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 代議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び議事録作成者が、署名又は記名押印しなければならない。

(代議員会運営規程)

第29条 代議員会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、代議員会において定める代議員会運営規程によるものとする。

## 第7章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事・監事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定及び解職
- (4) 附属規定の改廃に関する決議
- (5) 第10条第5項の決定
- (6) 前各号のほか、理事会が必要と認めた事項

(招集)

第32条 理事会は会長が招集し、その議長となる。ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席者の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べた

ときを除く。)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、会長がこれを作成し、理事会決議を経て直近の代議員会に承認を諮るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 予算が成立していない期間については、理事会の決議により、予算成立までの前年度の予算に準じ暫定予算を構成し、収入を得又は支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の付属証明書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属書類
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時代議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

#### （資産の管理運用）

第39条 本会の資産は会長が管理し、その運用、変更等については理事会の決議を経て代議員会の承認を得る。

- 2 本会の収支は監事の監査を受けた上で、事務局が管理する。
- 3 本会の維持興隆を目的とする会員及び有志の金品寄付はこれを受理する。

### 第9章 定款の変更及び解散

#### （定款の変更）

第40条 この定款は、代議員会の決議によって変更することができる。

#### （解散）

第41条 この法人は、代議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第42条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、代議員会の決議を経て、学校法人桜美林学園に贈与する。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第10章 事務局

(事務局)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関しては、一般社団法人桜美林大学校友会と学校法人桜美林学園で協議し、別に定める。

## 第11章 運営協議会・委員会

(運営協議会)

第44条 この法人には、この法人の管理運営、業務執行の迅速化のため、運営協議会を設置することができる。

2 運営協議会に関しその他必要な事項は、理事会において別に定める。

(委員会)

第45条 この法人には、理事会の決議によりこの法人の運営、会務の遂行に関し、必要に応じて委員会を設置することができる。

2 各委員会の委員長は、理事会の承認により選定し、会長が委嘱する。

3 各委員会の委員は、委員長が選出し、会長がこれを委嘱する。

4 委員会に関し、委員長、委員の資格、任期等その他必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第12章 附則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、代議員会又は理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第47条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他法令の定めるところによる。

附則

この定款は、令和4年4月1日から施行する。

この定款の改正は、令和6年3月11日から施行する。